

福島市夜間急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 21 号

福島市夜間急病診療所条例施行規則の一部を改正する規則

福島市夜間急病診療所条例施行規則（昭和50年規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島市夜間休日急病センター条例施行規則

第1条中「福島市夜間急病診療所条例」を「福島市夜間休日急病センター条例」に改める。

第2条第1項中「福島市夜間急病診療所」を「福島市夜間休日急病センター」に、「「診療所」」を「「センター」」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（診療日）

第3条 条例第4条表中、市長の指定する日とあるのは、毎月第2日曜日及び第4日曜日とする。

第3条を第4条に改め、同条中「診療所」を「センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。